

管理 No.

申069

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:市民部 男女共同参画課
(係)

根拠区分	条例・規則
許認可等の名称	男女共同参画センター使用料の還付
根拠条例・規則の名称/条項	奈良市男女共同参画センター条例(平成14年奈良市条例第33号)第8条
処分権者	奈良市長
審査基準	<p>奈良市男女共同参画センター使用料の還付は、次の基準により判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奈良市男女共同参画センター条例 第8条 ・奈良市男女共同参画センター条例施行規則 第10条 ・奈良市男女共同参画センター使用内規 3 <p>(関連条例)</p> <p>【奈良市男女共同参画センター条例】 (使用料の不還付)</p> <p>第8条 既納の使用料は還付しない。ただし、使用者の責めに帰すことができない理由により使用することができなくなったときその他市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>【奈良市男女共同参画センター条例施行規則(平成14年奈良市規則第108号)】 (使用料の還付)</p> <p>第10条 条例第8条ただし書の規定により使用料を還付する場合及びその還付の率は、次に定めるとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 条例第5条第1項第3号又は第4号に該当し、使用することができなくなった場合 100分の100 (2) 会議室、大会議室、和室、プレイルーム及び調理室の使用料については、使用者から使用日前7日までに使用取消届があった場合 100分の50 (3) 附属設備の使用料については、使用者から条例別表に規定する施設の使用日前7日までに施設又は附属設備の使用取消届があった場合 100分の100 <p>2 使用者は、使用料の還付を受けようとする場合は、奈良市男女共同参画センター使用料還付申請書(別記第8号様式)に承認書を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の規定による申請に基づき還付を決定した場合は、奈良市男女共同参画センター使用料還付決定通知書(別記第9号様式)を交付するものとする。</p>

	<p>【奈良市男女共同参画センター使用内規(平成 23 年 4 月制定)】</p> <p>(3. 使用料の還付)</p> <p>センターの使用料の還付については、条例施行規則第10条の規定により手続きするものとする。なお、使用変更承認申請により使用料が減額された場合においては、その差金は還付しない。</p>
標準処理期間	1日間
最終更新日	平成31年4月1日更新